

狩猟解禁日のパトロールについて

1 実施日

1月15日に、県内の鳥獣保護区等において、各農林総合事務所等の担当者と鳥獣保護管理員が合同でパトロールを実施します。

2 パトロール計画

パトロール者	パトロール体制	集合時間	出発地点	パトロール場所
自然環境課職員 福井農林総合事務所職員 鳥獣保護管理員	3班・9名	5:50	福井合同庁舎	①鳥獣保護区 ②特定猟具使用禁止区域（銃） ③主たる猟場
坂井農林総合事務所職員 鳥獣保護管理員	3班・6名	6:00	あわら市役所 坂井合同庁舎(6:10) 坂井市役所丸岡総合支所	
奥越農林総合事務所職員 鳥獣保護管理員	3班・8名	6:00	大野警察署 勝山警察署 和泉駐在所	
丹南農林総合事務所職員 鳥獣保護管理員	4班・8名	6:00	丹南農林総合事務所	
丹南農林総合事務所職員 鳥獣保護管理員	1班・3名	5:50	丹南農林総合事務所 丹生分庁舎	
嶺南振興局二州農林部職員 鳥獣保護管理員	2班・4名	6:00	敦賀合同庁舎 若狭町中央公民館	
嶺南振興局林業水産部職員 鳥獣保護管理員	3班・6名	6:10	若狭合同庁舎 おおい町役場大飯本所 おおい町役場名田庄支所	
	計44名			

※ パトロールは、概ね午前9時頃、終了する予定です。

3 指導・取締り事項の例

(1) 法令に違反する行為

- ①狩猟者登録証の不携帯、狩猟者記章不着用での捕獲行為
- ②禁止猟法の使用
- ③鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃）、公道、公園、寺社境内、墓地等での捕獲行為

(2) 狩猟マナーが悪い行為

- ①移動時の銃器の不用意な扱いなど、猟具の取扱い等が著しく危険な行為
- ②高圧電線付近における電線方向に向けての発砲